

4-2 毒物及び劇物の保管

毒物及び劇物は「毒物及び劇物取締法」で規定され取り扱いが規制されています。毒物や劇物はその致死量、事件を発端とした社会的影響などから該当物質が定められており、毒物及び劇物の管理は厳しく規制されています。盗難や紛失の防止が必要です。

保管する化学物質が毒物または劇物に相当するかは化学物質のラベルを確認してください。該当する化学物質のラベルには「医薬用外毒物」（「毒物」の文字は赤地に白色）、「医薬用外劇物」（「劇物」の文字は白地に赤色）と記載されています。

本学では、毒物及び劇物の保管について以下のように要項で定められています。

要項第 6 条（毒物及び劇物の保管）

化学物質管理責任者は、毒物及び劇物を堅固な施錠できる保管庫（金属製で、持ち運びが容易でないもの）に限る。以下この条において同じ。）にその他の物と明確に区分して保管し、常時、施錠しなければならない。

2 化学物質管理責任者は、保管庫の鍵を責任を持って管理するとともに、鍵の管理簿を備えなければならない。

3 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物の保管について代理者を選任し、化学物質管理責任者が不在の場合は、代理者が保管庫の施錠及び鍵の管理を行わなければならない。

4 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物を保管する保管庫に、化学物質管理責任者の氏名を表示するとともに、毒物については「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」、劇物については「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」の表示をしなければならない。

5 化学物質管理責任者は、毒物及び劇物の使用に当たっては、その使用量を重量又は容量の単位で記録し、これを使用を終了した日から 5 年間保存しなければならない。

つまり毒物及び劇物は、堅固な施錠できる保管庫に明確に区分して保管し、常に施錠をしなければなりません。また、保管庫の鍵は管理簿を備えなければなりません。様式は YAKUMO 上部バーの「マニュアル・資料」からダウンロードしてください。

本学では、毒物及び劇物は保管する保管庫に以下の標識を貼り、その保管庫に毒物及び劇物を保管してください。標識は環境安全センターに連絡して入手してください。



図4-1 毒物及び劇物を保管する保管庫に掲示されている標識

【毒物及び劇物の適切な保管を怠ると】

・令和元年9月に、ある大学で劇物である四塩化炭素と二硫化炭素を含む薬品が紛失したため、窃盗の疑いで警察による捜査が行われた。結果的には適正に廃棄処理されていたが、毒物及び劇物の管理を怠ると警察の捜査および保健所の立入調査や確認が行われる事態となる。